資料４－１

特恵関税に係る原産地手続の見直し

令和８年１１月２０日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

特恵関税に係る原産地手続の見直し

背景

- 特恵関税制度は、開発途上国の経済発展を支援する観点から、開発途上国を原産地とする物品（特恵受益国原産品）に対して一般の関税率より低い関税率（特恵税率）を適用する制度。
- 経済連携協定（EPA）の利用が拡大する中、業界団体からの要望も踏まえ、特恵関税に係る原産地手続についてもEPAと同様に貿易環境の変化に合わせてより適切な制度への見直しを行い、事業者の利便性向上及び通関事務の効率化を図っていく必要。

現行制度の課題と見直しの方向性

➢ 輸入者自己申告の導入

- 特恵税率の適用を受けようとする者は、特恵受益国の発給機関が発給する**原産地証明書**を輸入申告時に税関に提出する必要。
- 特恵受益国から発給機関の名称や印章の事前通知がないことや、原産地証明書の記載内容に不備があること等によって特恵関税の適用が認められない事案が発生。

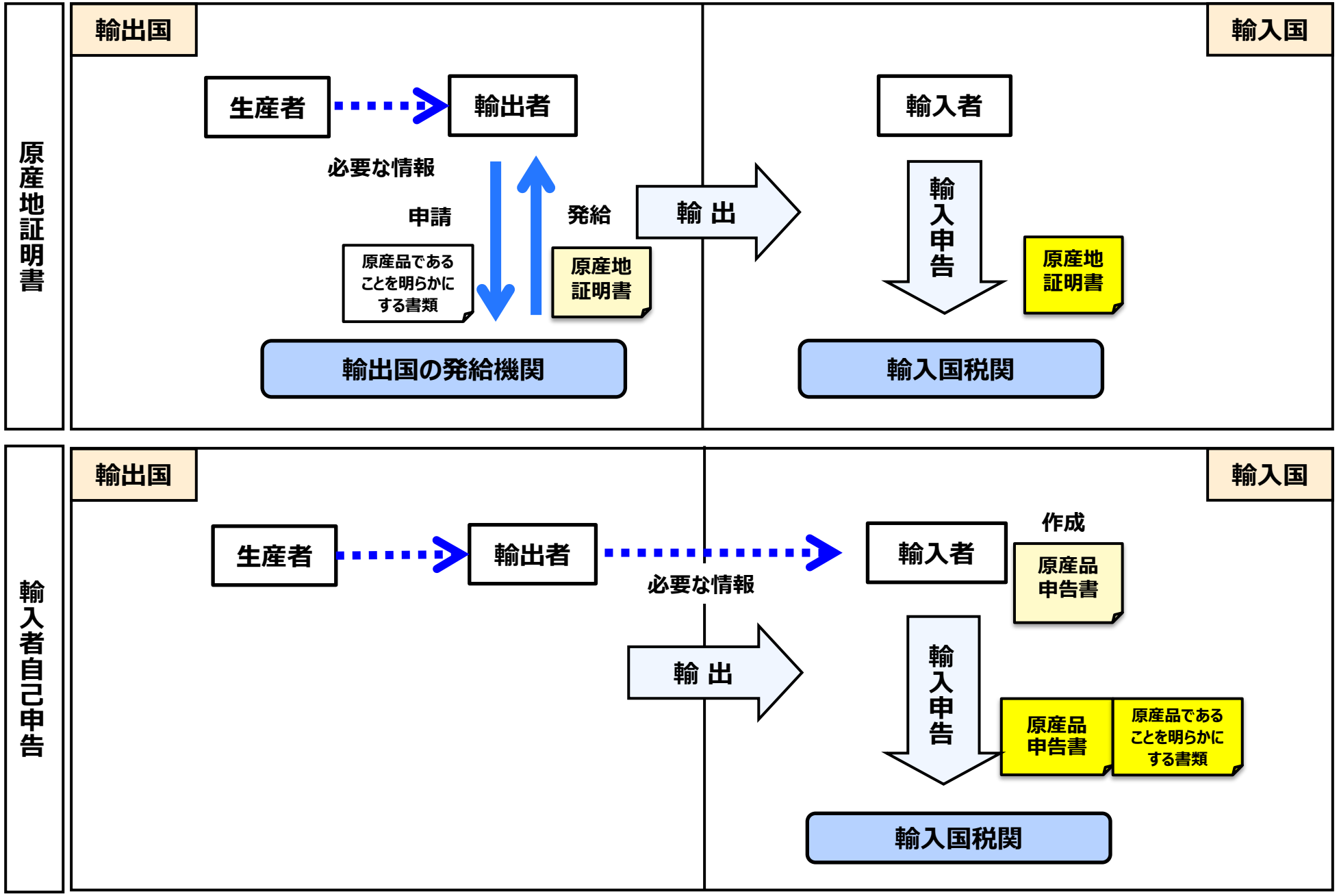
→ 特恵受益国原産品であることを証明する書類として**輸入者自己申告**を選択可能とする。

➢ 運送要件の緩和

- 特恵受益国原産品が第三国を経由して日本に運送される場合、第三国において**運送上の理由による**積替え及び一時蔵置以外の取扱いがなされないこと等の条件を満たす必要。
- 第三国の物流拠点に保管し、顧客のニーズに応じて仕分して日本に輸入する場合、「運送上の理由」による一時蔵置に該当せず特恵税率の適用が認められない事例あり。

→ 貨物の輸送方法の選択肢を広げるため、各EPAの規定にならい、**運送要件を緩和**し、第三国において税関の監督下で仕分等の作業を行うことができるようにする。

（参考１）原産地証明書と輸入者自己申告



（参考２）日本が締結するEPAの原産地証明制度

	第三者証明制度 （原産地証明書） 輸出国の商工会議所等の機関が発給	自己申告制度 （原産品申告書） 輸入者等が自ら原産品である旨を申告	
		輸出者・生産者 自己申告	輸入者自己申告
日オーストラリア協定	○	○	○
CPTPP	-	○ ベトナム、マレーシア、ブルネイは権限ある当局が輸出者・生産者に代わり発給※２	○
日EU協定	-	○	○
日米貿易協定	-	-	○
日英協定	-	○	○
RCEP協定	○	○※３ 日本、豪州、NZ、韓国のみ利用可	○ 日本への輸入時のみ利用可
日バングラデシュ協定 （署名済・未発効）	○	△※４	○※４ 日本への輸入時のみ利用可
上記以外の締結済EPA	○	-	

※１　日メキシコ協定、日スイス協定、日ペルー協定、RCEP、日バングラデシュ協定においては認定輸出者による自己申告も利用可能。
※２　権限ある当局による発給は2030年12月までの間に最長10年認められている。
※３　実施について自国の協定発効から10年（LDCは20年）以内の猶予期間が設けられている。
※４　輸出者・生産者自己申告及びバングラデシュへの輸入における輸入者自己申告については一定の条件を満たした日から実施。

（参考３）諸外国の特恵関税制度との比較

（令和８年11月現在）

	日本	ＥＵ	カナダ	米国（失効中）
導入年度	1971年	1971年	1974年	1976年
適用期限	10年（FY2021～2030）	14年（CY2014～2027）	10年（CY2025～2034）	3年（CY2018～2020）
特恵対象国・地域数	129か国・地域	65か国	106か国・地域	119か国・地域
うちＬＤＣ	44か国	46か国	49か国	44か国
原産地証明書類	原産地証明書	原産地証明書又は自己申告	原産地証明書又は自己申告	自己申告
運送要件 （第三国を経由して運送される場合に原産品の資格が維持されるための主な要件）	• 第三国を経由した運送が以下のいずれかに該当すること。 ① 運送上の理由による積替え及び一時蔵置以外の取扱いがなされないこと。 ② 一時蔵置又は博覧会等への出品のため輸出された物品でその輸出をした者により第三国から日本へ輸出されること。 • 上記作業が当該第三国の税関の監督下において行われること。	• 変更や改変が行われず、輸入国の国内的な要件の遵守を確保するためにマークやラベル等を付すことや貨物を良好な状態に保つこと以外の作業が行われないこと。 • 第三国での保管や輸出者の責任による分割については税関の監督下において行われること。	• 第三国の税関の監督下に置かれること。 • 輸入までの全ての運送経路を示す証拠書類があること。 • 積卸し、バルク貨物からの分離、保管など、カナダへの運送又は貨物を良好な状態に保つための作業以外の作業が行われないこと。	• 第三国を経由した運送が以下のいずれかに該当すること。 ① 第三国の商流に入らず、輸送書類に米国が最終仕向地であると記載されていること。 ② 第三国の税関の監督下に置かれ、当該第三国の商流（小売販売以外の販売を除く）に入らず、積卸しや貨物を良好な状態に保つための作業以外の作業が行われないこと。 等

（出典）
ＥＵ：欧州議会・理事会規則978/2012・2026/1395、欧州委員会委任規則2015/2446、欧州委員会実施規則2015/2447、欧州委員会”Generalised Scheme of Preferences”
カナダ：財務省 ”Canada’s unilateral tariff preference programs for imports from developing countries”、CBSA実務通達 D11-4-4: Rules of Origin Respecting the General Preferential Tariff and Least Developed Country Tariff
米国：1974年通商法、連邦規則集第19編第10部A（Generalized System of Preferences）、USTR “The GSP Guidebook”